

(新旧対象条文一覧)

- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）【附則第七条関係】・・・・・
- 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）【附則第八条関係】・・・・・
- 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）【附則第九条関係】・・・・・
- 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）【附則第十条関係】・・・・・
- 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）【附則第十一条関係】・・・・・
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）【附則第十二条関係】・・・・・
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）【附則第十三条関係】・・・・・
- 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）【附則第十四条関係】・・・・・
- 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）【附則第十五条関係】・・・・・

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）【附則第七条関係】

改 正 後

改 正 前

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一〇四 （略）

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一〇四 （略）

五 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共

五 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共

濟組合、全國市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方議會議員共済会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立學校振興・共濟事業団、厚生年金基金及び企業年金連合会、企業年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償支援機構並びに勤労者財產形成基金

2
2
4
六（一）（略）

濟組合、全國市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方議會議員共済会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立學校振興・共濟事業団、厚生年金基金及び企業年金連合会、企業年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金並びに勤労者財產形成基金

2
2
4
六（一）（略）

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

【附則第八条関係】

改 正 案

別表（第十二条関係）

現 行

別表（第十二条関係）

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）【附則第九条関係】

改 正 案

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一條関係）

現 行

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一條関係）

(略)	原子力発電環境整備機構 原子力損害賠償支援機構	二十三年法律第二百三十九号 原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第二百三十九号）	健康保険組合連合会	健康保険組合	(略)	名称 根拠法
(略)	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第二百七号）			健康保険法	(略)	
(略)	原子力発電環境整備機構 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第二百七号）	(新設)	健康保険組合連合会	健康保険組合	(略)	名称 根拠法
(略)				健康保険法	(略)	

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

【附則第十条関係】

改 正 案

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

現 行

別表第二 公益法人等の表（第一条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

(略)	原子力発電環境整備機構	原子力損害賠償支援機構	健康保険組合連合会	健康保険組合	(略)	名称
(略)	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百七号）	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第号）		健康保険法	(略)	根拠法
(略)	原子力発電環境整備機構	(新設)	健康保険組合連合会	健康保険組合	(略)	名称
(略)	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百七号）			健康保険法（大正十一年法律第七十号）	(略)	根拠法

改 正 案

別表第三（第三条、第六十条関係）
一
次の表に掲げる法人

名称	根拠法	(略)	健康保険組合	健康保険組合連合会	原子力損害賠償支援機構	原子力発電環境整備機構	(略)	二
(略)	根拠法	(略)	健康保険法	健康保険組合連合会	原子力損害賠償支援機構	原子力発電環境整備機構	(略)	(略)

現 行

別表第三（第三条、第六十条関係）
一
次の表に掲げる法人

名称	根拠法	(略)	健康保険組合	健康保険組合連合会	(新設)	原子力発電環境整備機構	原子力発電環境整備機構	(略)	二
(略)	根拠法	(略)	健康保険法	健康保険組合連合会	(新設)	原子力発電環境整備機構	原子力発電環境整備機構	(略)	(略)

[REDACTED]

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）【附則第十二条関係】

別表第一（第二条関係）		改 正 案	現 行	
別表第一（第二条関係）				
(略)	国立大学法人 （略）	原子力損害賠償支援機構 （略）	名称 （略）	根拠法 （略）
(略)	国立大学法人法（平成十五年法律 第一百二十二号）	原子力損害賠償支援機構法（平成 二十三年法律第 号）	名称 （略）	根拠法 （略）
(略)	国立大学法人 （略）	(新設) （略）	名称 （略）	根拠法 （略）
(略)	国立大学法人法（平成十五年法律 第一百二十二号）	關西国際空港株式会社法（昭和五 十九年法律第五十三号）	名称 （略）	根拠法 （略）

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）【附則第十三条関係】

別表（第一条関係）		改正案		現行	
(略)	原子力損害賠償支援機構	(略)	株式会社日本政策金融公庫	名称 根拠法	
(略)	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第二百三号）	(略)	株式会社日本政策金融公庫（平成十九年法律第五十七号）		
(新設)		(略)	株式会社日本政策金融公庫	名称 根拠法	
(略)		(略)	株式会社日本政策金融公庫（平成十九年法律第五十七号）		

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）【附則第十四条関係】

	改 正 案	現 行
	<p>第六節 エネルギー対策特別会計</p> <p>(目的)</p> <p>第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策及び原子力損害賠償支援対策の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>25 (略)</p> <p>6 この条において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第 号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 第九十五条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ</p> <p>二 原子力損害賠償支援機構に対する出資</p> <p>(管理)</p> <p>第八十六条 (略)</p>	<p>第六節 エネルギー対策特別会計</p> <p>(目的)</p> <p>第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>25 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第八十五条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ</p> <p>二 原子力損害賠償支援機構に対する出資</p> <p>(管理)</p> <p>第八十六条 (略)</p>
	<p>2 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、その他のものについてはエネルギー需給勘</p>	<p>2 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、その他のものについてはエネルギー需給勘</p>

定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

(勘定区分)

第八十七条 エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第八十八条 条 (略)

(略)

3 | 2 | 1 | 原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

イ | 原子力損害賠償支援資金からの受入金

ロ | 原子力損害賠償支援資金から生ずる収入

ハ | 一般会計からの繰入金

二歳出

ホ | 証券の発行収入金

ト | 機構法第五十九条第四項の規定による納付金

附属雑収入

二歳出

イ | 原子力損害賠償支援資金への繰入金

ロ | 第九十五条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ハ | 借入金の償還金及び利子

ニ | 証券の償還金及び利子

定又は電源開発促進勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

(勘定区分)

第八十七条 エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第八十八条 条 (新設)

(略)

3 | 2 | 1 | 原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

イ | 原子力損害賠償支援資金からの受入金

ロ | 原子力損害賠償支援資金から生ずる収入

ハ | 一般会計からの繰入金

二歳出

ホ | 証券の発行収入金

ト | 機構法第五十九条第四項の規定による納付金

附属雑収入

二歳出

イ | 原子力損害賠償支援資金への繰入金

ロ | 第九十五条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ハ | 借入金の償還金及び利子

ニ | 証券の償還金及び利子

一時借入金及び融通証券の利子

へ
証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費

原子力損害賠償支援機構への出資金

ト
チ
事務取扱費
リ
附屬諸費

(一般会計から原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費)

第九十一条の二 原子力損害賠償支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における借入金、証券、一時借入金及び融通証券の利子に要する経費、証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費に要する経費、原子力損害賠償支援機構への出資に要する経費並びに事務取扱費に要する経費とする。

(原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九十一条の三 機構法第四十八条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
2 原子力損害賠償支援勘定の借入金又は証券については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

(原子力損害賠償支援資金)

第九十二条の二 原子力損害賠償支援勘定に原子力損害賠償支援資金を置き、同勘定からの繰入金をもつてこれに充てる。
2 前項の原子力損害賠償支援勘定からの繰入金は、予算で定め

(新設)

(新設)

るところにより、繰り入れるものとする。

3 | 原子力損害賠償支援資金は、第九十一条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ（第九十四条において「国債整理基金特別会計繰入れ」という。）を円滑に実施するために要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、原子力損害賠償支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

4 | 原子力損害賠償支援資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、原子力損害賠償支援勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

（借入金対象経費等）

第九十四条 （略）

（略）

（借入金対象経費等）

第九十四条 （略）

2 （略）

（新設）

（新設）

4 | 原子力損害賠償支援勘定における借入金対象経費は、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用とする。

5 | 原子力損害賠償支援勘定において、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

5 | 原子力損害賠償支援勘定においては、翌年度における国債整理基金特別会計繰入れを円滑に実施するため、予算をもつて国会の議決を経た金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をし、又は一年内に償還すべき証券を発行することができ る。

（新設）

6

第二項及び前二項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三条第二項第五号中「借り入れ及び」であるのは「借り入れ及び償還入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

(融通証券等)

第九十五条 エネルギー需給勘定及び原子力損害賠償支援勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 (略)

3

前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三条第二項第五号中「借り入れ及び」であるのは「借り入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

(融通証券等)

第九十五条 エネルギー需給勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 (略)

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

【附則第十五条関係】

改 正 案

別表第一（第二条関係）

現 行

別表第一（第二条関係）
